

文教・警察常任委員会

- ◎ 開催日時 平成 29 年 10 月 3 日（火） 9 時 57 分～12 時 06 分
- ◎ 開催場所 第五委員会室
- ◎ 説明員 教育長、警察本部長および関係職員
- ◎ 議事の概要

【警察本部所管分】

1 付託案件

- (1) 議第 91 号 平成 29 年度滋賀県一般会計補正予算第 3 号のうち警察本部所管部分について

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

- (2) 議第 101 号 滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

2 所管事項調査

- (1) 「平成 29 年 7 月九州北部豪雨」に伴う警部部隊の派遣について

委員からは、滋賀県では土砂災害が昔から各地で起こっているため、発災後直ちに対応できるよう、必要な資機材を整備されたいといった意見が出された。

- (2) 交番・駐在所の機能と今後の整備方針について

委員からは、交番・駐在所は住民に身近な施設であることから、老朽化等によってこれらの施設の機能が損なわれないよう、計画的に整備されたいといった意見が出された。

3 一般所管事項調査

【教育委員会所管分】

4 付託案件

- (1) 議第 91 号 平成 29 年度滋賀県一般会計補正予算第 3 号のうち教育委員会所管部分について

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(2) 議第 100 号 平成 29 年度滋賀県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例案

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(3) 議第 114 号 損害賠償請求調停事件の調停の合意および損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

委員からは、この事故の教訓をおろそかにすることなく、各学校施設の点検を継続的に実施し適切に管理されたい、予算面もあると思うが、大事故につながりかねない補修が必要な設備については、緊急に対策を講じることが必要であるなどの意見が出された。

5 所管事項調査

(1) 平成 29 年度「滋賀県教育委員会事務の点検・評価」に関する報告書（平成 28 年度実績）について

(2) 「（仮称）これからの滋賀県立図書館のあり方」について

委員からは、県民の皆さんに読書を楽しんでいただくことが大事であり、県立図書館が市町立図書館と連携して、これらを発信することをあり方の中に盛り込むべきである、市町立図書館との連携や専門的な資料、情報、レファレンスサービス等の充実は、10 年もかけて目指す姿ではない、県立図書館は市町立図書館をサポートすることしか考えておらず、来館者数が減り、高校生が本を読まなくなっている危機的な状況の中、県立図書館がどうあるべきなのか、全く見えないなどの意見が出された。

6 一般所管事項調査

7 意見書案

「小中学校におけるプログラミング教育の必修化に向けて支援を求める意見書（案）」について、文教・警察常任委員会として提出することに決定した。

8 委員長報告

委員長に一任された。



委員会で配付された資料

- 1 平成 29 年度 9 月補正予算主要事業調書（警察本部）
- 2 滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 3 「平成 29 年 7 月九州豪雨」に伴う警備部隊の派遣について
- 4 交番・駐在所の機能と今後の整備方針
- 5 平成 29 年度 9 月補正予算主な事業概要（教育委員会）
- 6 滋賀県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例案
- 7 損害賠償請求調停事件の調停の合意および損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて
- 8 平成 29 年度「滋賀県教育委員会事務の点検・評価」に関する報告書（平成 28 年度実績）
- 9 別表 主要事業の実績・成果・課題（平成 28 年度実績）
- 10 「（仮称）これからの滋賀県立図書館のあり方」について